

○長野市自然環境保全条例

平成15年6月25日長野市条例第36号

改正

平成16年12月28日条例第98号

令和7年3月31日条例第4号

長野市自然環境保全条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 自然環境保全地域（第9条—第14条）

第3章 保全地域内における開発行為の事前協議（第15条—第19条）

第4章 雜則（第20条—第25条）

第5章 罰則（第26条—第29条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な自然環境を保全（自然空間を創出することを含む。以下同じ。）するため必要な事項を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、豊かな自然との共生を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然環境 大気、水、大地とこれらによりはぐくまれた動植物等を一体として総合的にとられたもので、人間の生存の基盤となるものをいう。

(2) 開発行為 ゴルフ場、スキー場、宅地の開発などの自然環境を損傷するおそれがある行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、自然環境の保全のために必要な施策を総合的に講ずるものとする。

(事業者及び市民の責務)

第4条 事業者及び市民は、自然環境を保全するために市が行う施策に協力するとともに、自ら自然環境の保全に努めるものとする。

(生態系への配慮)

第5条 何人も、正当な理由がなく次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自然環境を損傷すること。
- (2) 動植物の採捕及び損傷、外来種（今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起これり得ない手段によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった種をいう。）の導入その他の行為により自然が形成する生態系に著しい影響を与えること。

2 市、事業者及び市民は、緑化の推進等、生態系の維持増殖に努めるものとする。

(開発行為における配慮)

第6条 開発行為を行う者は、自然環境に影響を及ぼすと認められる行為の実施に当たっては、自然環境の保全に努めるものとする。

(調査研究)

第7条 市長は、市内の自然環境を保全するため、その変化について継続的に調査を行い、その結果を公表しなければならない。

(野生動植物の保護)

第8条 市長は、野生動植物の保護を必要と認めるときは、専門家等の意見を聴き、保護施策を講じなければならない。

第2章 自然環境保全地域

(自然環境保全地域の指定)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、自然的・社会的諸条件からみて、その地域における自然環境を保全することが特に必要な地域を長野市自然環境保全地域（以下「保全地域」という。）として指定することができる。

- (1) 動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している山岳、丘陵、樹林、草生地、河川、湖沼等の地域
 - (2) 野生動物の生息地、植物の自生地又は地形若しくは地質が特異であり、若しくは特異な自然の現象が生じている土地の地域
- 2 市長は、保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、長野市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。この場合において、次条第2項に規定する保全地域に関する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならぬ。
- 3 市長は、保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならぬ。
- 4 前項の規定による告示があったときは、当該地域に係る市民及び利害関係人は、同項の縦覧期

間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該保全地域の指定に関して広く意見を聴く必要があると認めるときは、必要に応じて公聴会を開催するものとする。

6 市長は、保全地域を指定する場合には、その旨並びに保全地域の名称及びその地域を告示しなければならない。

7 保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第2項前段、第6項及び前項の規定は保全地域の指定の解除について、第2項から前項までの規定は保全地域の地域の拡張について準用する。

9 市民は、保全地域として指定を受けるべき土地があると思うときは、保全地域の指定について、市長に意見を申し出ることができる。

(保全計画)

第10条 保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画（以下「保全計画」という。）は、市長が決定する。

2 保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的事項
- (2) 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項
- (3) 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 市長は、保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

4 前条第2項前段及び前項の規定は保全計画の廃止及び変更について、前条第3項から第5項までの規定は保全計画の決定及び変更（第2項第2号に掲げる事項に係る変更に限る。）について準用する。

(保全事業の執行)

第11条 保全計画に基づいて執行する事業であって、当該保全地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるもの（以下「保全事業」という。）は、市が執行する。

(保全地域における行為の許可等)

第12条 保全地域において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- (1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は改装すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 木竹を伐採すること。
- (5) 水面を埋め立てること。
- (6) 井戸を掘削すること。
- (7) 排水を放流し、又は地下浸透させること。

2 前項の許可には、当該保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付けることができる。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

4 前3項の規定は、変更の許可について準用する。

5 保全地域内において非常災害のために必要な応急措置として第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

6 保全地域が指定され、若しくはその地域が拡張された際当該保全地域内において第1項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は地域の拡張の日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

7 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について市長に届け出たときは、第1項の許可を受けたものとみなす。

8 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 保全事業の執行として行う行為
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち規則で定めるもの
- (3) 第1項第1号から第5号までに掲げる行為で自然公園地域、長野県自然環境保全地域及び郷土環境保全地域で行われるもの
- (4) 国及び地方公共団体が行う行為で規則で定めるもの
(中止命令等)

第13条 市長は、保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は同条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付けられた条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（報告）

第14条 第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者及び同条第7項の届出をした者は、当該行為が完了したときは、市長にその旨を報告しなければならない。

第3章 保全地域内における開発行為の事前協議

(事前協議)

第15条 保全地域内において、面積が3,000平方メートル以上の土地の形質を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、当該行為の計画の内容について当該行為に着手しようとする日の60日前までに市長に協議しなければならない。

(自然環境影響調査)

第16条 保全地域内において、開発行為をしようとする者は、その規模が規則で定める基準を超える場合で、土地の形質の変更を伴う場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ次の各号に掲げる事項について総合的な調査を実施し、その結果を当該行為に着手しようとする日の30日前までに市長に届け出なければならない。

- (1) 当該行為の影響が及ぶ地域の自然の現況及び特質
- (2) 当該行為の自然環境に及ぼす影響の内容及び程度
- (3) 前2号に掲げるもののほか規則で定める事項

(公表)

第17条 市長は、前条の自然環境影響調査の届出があったときは、その内容について、市民に対して周知しなければならない。

(適用除外)

第18条 前2条の規定は、環境影響評価に関する手続が定められているものとして規則で定める法律及び長野県の条例の適用を受ける対象事業については、適用しない。

(指導、勧告、中止措置等)

第19条 市長は、第15条の規定による事前協議において、当該行為が自然環境の保全を阻害すると認めるときは、当該行為をしようとする者に対し、自然環境の保全のため必要な措置を講ずべきことを指導し、若しくは勧告し、又は計画の変更若しくは中止その他の措置を求めることができる。

第4章 雜則

(検査及び立入り)

第20条 市長は、自然環境の保全のために必要な限度において、第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項につ

いて報告を求め、又はその職員に保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入り、当該行為の実施状況を検査させ、若しくは当該行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(原因者負担)

第21条 第12条第1項各号に掲げる行為により自然環境が著しく損傷され、その修復が必要となつた場合は、その原因となった行為を行った者が自らの責任と負担において、復元しなければならない。

(実地調査)

第22条 市長は、保全地域の指定若しくはその地域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 市長は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(自然環境保全推進委員)

第23条 市長は、自然環境の保全のために自然環境保全推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員は、市民であって、自然環境の保全に関心があり、知見と経験を兼ね備えた者のうちから市長が委嘱する。

3 推進委員は、市の自然環境の保全に関する施策に協力し、自然環境の損傷並びに地形、地質及び希少動植物の状況等について市長に報告するものとする。

(違反者の公表)

第24条 市長は、この条例の規定に違反し、自然環境を損傷し、又は生態系に著しく影響を与えた

者があるときは、その違反の事実及び違反者の氏名を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該行為をした者に対し、その理由を書面により通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第26条 第13条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

第27条 第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者又は同条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付けられた条件に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条若しくは第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第22条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。ただし、第1条から第11条までの規定は、同年7月1日から施行する。

(事前協議の特例)

2 第15条の規定にかかわらず、同条中「60日前」とあるのは、平成15年10月1日から同月30日までの間に当該行為に着手しようとする場合においては「30日前」と読み替えるものとする。

(戸隠村の編入に伴う経過措置)

3 当分の間、長野市戸隠地区（長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第9号）に規定する戸隠支所の所管区域をいう。）においては、戸隠村自然保護条例（平成3年戸隠村条例第1号）第

1条から第3条まで、第14条から第34条まで及び第36条から第39条までの規定の例による。この場合において、同条例第17条第1項及び第25条第1項中「審議会の意見を聞き、別に定める基準」とあるのは、「別に定める基準」と読み替えるものとする。

(大岡村の編入に伴う経過措置)

4 当分の間、聖山山ろくにおいては、大岡村観光開発基本条例（昭和48年大岡村条例第20号）第1条から第3条まで、第4条第1項（同項第1号及び第4号に係るものに限る。）、第5条第4項、第7条第1項、第8条、第9条第1項、第10条から第12条まで、第13条第1項及び第14条から第17条までの規定の例による。

(罰則に関する経過措置)

5 平成17年1月1日前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ豊野町自然保護条例（平成7年豊野町条例第22号）、戸隠村自然保護条例及び大岡村観光開発基本条例の例による。

附 則（平成16年12月28日条例第98号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（令和7年3月31日条例第4号抄）

(罰則の適用等に関する経過措置)

第4条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第5条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に

処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年3月31日条例第4号）

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。